平成２５年（フ）第４３８７号
大阪市天王寺区上本町９丁目４番５―705号
債務者　木山　　総
1　決定年月日時　平成25年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浜田　真樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月22日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年12月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第７０９号
神戸市北区八多町附物867番地の20
債務者　有馬　厚利
1　決定年月日時　平成25年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村田　吾郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月12日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成25年12月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３１９７号
大阪府豊中市庄内幸町１丁目12番８号
債務者　濱地　　浩
1　決定年月日時　平成25年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　熊谷　卓也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月19日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年12月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３８１９号
大阪市淀川区西宮原２丁目５番46―718号
債務者　土屋　博光
1　決定年月日時　平成25年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　湯浅　　靖
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月19日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成25年12月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４３９５号
大阪市此花区酉島４丁目１番20―2110号、前住所大阪市城東区成育４丁目29番２号
債務者　髙桑　正夫
1　決定年月日時　平成25年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　智晴
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月19日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年12月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１６５５号
横浜市港北区師岡町463番地　キムラハイツ202
債務者　一石　三郎
1　決定年月日時　平成25年10月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小池　　翼
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月９日午後２時20分
5　免責意見申述期間　平成25年12月６日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１７４３号
横浜市瀬谷区宮沢２丁目４番地19
債務者　山村　雅刀
1　決定年月日時　平成25年10月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北田　幸三
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月９日午後１時10分
5　免責意見申述期間　平成25年12月６日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３９５号
岡山県倉敷市児島下の町６丁目16番18号、旧住所岡山県倉敷市児島下の町６丁目16番８号
債務者　廣瀬　良美
1　決定年月日時　平成25年10月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小寺　立名
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月９日午前11時
5　免責意見申述期間　平成25年12月６日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２４２号
広島県大竹市西栄１丁目９番16号
債務者　森本　裕香
1　決定年月日時　平成25年10月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　砂本　啓介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月15日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成25年12月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１３１７号
広島市南区段原南１丁目13番20―103号
債務者　岡本　友幸
1　決定年月日時　平成25年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　智之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月15日午後４時30分
5　免責意見申述期間　平成25年12月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１４２９号
福岡市南区若久団地53番508号
債務者　長田　　穣
1　決定年月日時　平成25年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福島　康夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月16日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年12月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第１０１９号
埼玉県蓮田市西新宿１丁目91番地　グランハイム宮沢Ｃ―102号
債務者　酒井　淳一
1　決定年月日時　平成25年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１０７２号
埼玉県戸田市笹目４丁目33番地の１　龍伸建設内
債務者　柴田　成人
1　決定年月日時　平成25年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１０９９号
さいたま市浦和区岸町３丁目１番６―411号
債務者　塚田　博一
1　決定年月日時　平成25年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第４７６号
埼玉県入間市大字下藤沢332番地132　遠藤コーポ101
債務者　鈴木　安治
1　決定年月日時　平成25年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月28日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第５２号
千葉県匝瑳市大寺1041番地
債務者　桑田　　寛
1　決定年月日時　平成25年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月28日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２５年（フ）第１３１号
千葉県銚子市高田町１丁目721番地
債務者　新井多恵子
1　決定年月日時　平成25年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月28日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２５年（フ）第２１１号
岡山県倉敷市連島町連島2551番地２
債務者　篠原　誠二
1　決定年月日時　平成25年10月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月28日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係